

ありましたね。これについてはどのようにお考えなのかということも伺っておきたいと思ひますし、それから今は教育委員会は定例会化しまして、金曜日の午前中ということになっていきます。できればたくさんの方に傍聴していただきたいということになると、夜間の開催ということも一度ぐらいあってよいのではないかと、いうふうに思っているわけですが、これについてはどのような方向で考えていらっしゃるのかということも少し伺っておきたいと思ひます。教育委員会そのものがやはり大いに開かれていくようなことでまちの皆さんの関心も高くなり、教育に対する関心や市民の皆さんの気持ちが変わってくるということもあって、ぜひそういうことを考えていただきたいと思ひますけれども、それらについてはどのようにお考えなのかをさらに伺っていききたいと思ひます。

それから、国民健康保険についてなのですが、八千三百五世帯が対象者で、こういうことなので、千二百八十四世帯が未納者だけでも、これは実際に資格を有しているかどうかかわからないから窓口に来てもらうんだということの考えなんです。そうしますと千二百八十四世帯、そのうちよくわかったら四十一世帯が失格していたのだと。そうしますと、その調査そのものがつまり窓口に来てもらう形であればできないのですか。その間要するに市長はこういうことをおっしゃっているのですね、被保険者のことを考えて送付したのだと。でもこれはちょっとはつきりさせてほしいのだけれども、送付しなければならぬということになっているのですか。何かお情けで考えてあげたから送ってあげたよということを、おっしゃるけれども、国民健康保険の運用のための法律を見ていくと、これは一定時期経つと送ることになっているのじゃないですか、そこはちょっともう一遍ちゃんと伺っておきたいのですけれども、被保険者のことを考えて送って差し上げたのか、あらかじめ法に定まっているから送ったのか、そこはちょっとはつきりしてください。そうじゃないと、僕は随分この辺で姿勢がはつきりしていると思ひます。片方でももちろんありますよ。つまり国保財政は非常に苦しいから、未納がそんなに続いているのは困るのだと。だから収納を効率化したり、健全化するためには送らなくてもいいのだという論理になれば、現実には本末転倒でしょう。

国保財税が厳しいということは一方であるわけです。しかしながら、一方では国民健康保険でなければ

治療を受けられない人だって八千三百五世帯もあるわけでしょう。みんながみんなお金持ちで保険にかかなくてもいいですよという人たちだったならそんなことはないかもしれないけれども、やはり保険証が必要な人たちが多いわけです。そのときに、僕は四年前にも二年前にもそういう形でお願いをしてきたんですけれども、まず、つまり切り換えのときに送ってもいいではないかと、なぜこういう形で窓口へ出て来いと、それでしか失格状況がわからないのかと。今までもこういう答弁だったので、つまり社会保険に切り替わった人がいるかも知れない、入れ代わった人がいるかも知れないです。それは当然そうなのです。しかしそれは申告でも間に合うし、いいのではないかと思ひ続けているのですが、相変わらずこういう方法を取っているのですね。多分これは国民健康保険証を送ったのは五月二十五日を過ぎてからだと思ひますね。そうすると要するに約二ヵ月間は保険証のない状態が続くわけでしょう。保険証のない状態でどうなっているかというと、健康保険証は、この人は資格を持ってますよという形はいいのだということを書いてますね。保険証の資格があるということが証明されていれば現実には国民健康保険証による負担分がなくなるかといえ、そんなことないでしょう。その分はつまり健康保険証を見てからあとでお金をいただきますよというようにしかなくていいですね。全額払うのですね。そうしたらこの間はやはり、僕は言ひ方は悪いけれども、健康保険証はペナルティーで取り上げているじゃないかと、国民健康保険証がほしかったら窓口に来なさいと、そして納税の相談をしないかというところとどこが違うかということもうちよと明らかにしてほしいんです。今は少なくともそういう被保険者のことを考えて送りますよということからいえば、僕はここに全く姿勢が出てきていると思ひますけれども、その見解をもうちょっと伺っておきたいと思ひます。

それから、現実には千二百八十四世帯の方が未納で、六百十六の方が確認をしたと。この段階で全額納入ということになっているのですか。その納入状況というのを合わせて伺っておきたいのです。納入状況のことによっては、現実にはどのような形であろうと健康保険証が必要であるという状態は同じではないかというふうに思ひます。そのところについてはもう一回伺っておきたいと思ひます。

以上で二度目の質問です。

○議長（赤星人君） 十一時まで休憩いたします。

午前 十時四十八分 休憩

午前 十一時 開議

○議長（赤星人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（石川彌八郎君） 遠藤議員さんの再質問に対しまして御答弁させていただきましたが、基地問題に関しては四点あったかと思うのでありますが、まず、この騒音対策に対しての満足度は一体どういうことなのかと、こういうことなのですが、点数をというふうなことではないかと思うのですが、いずれにいたしましても、満足をしていただいているわけではございません。しかし、国もやはりかなりの努力を払っておるということも認めざるを得ないのではないかと、そしてまた、より一層国に要請をして努力をしてもらうというの大きな仕事ではないかと、このように思っております。

それから、この横田基地でございますが、これは当然輸送中継基地であるというふうに認識しております。そういうことであります。

それから、ミッドウェーからインディペンデンスになるということでございますけれども、これは確かにそういった意味においてはミッドウェーより大きな船でございますので、いろいろ問題があるわけではありましようけれども、現時点ではこれに対してはいたしかたないのではないかと、非常に残念ながらそういうふうなことではないかというふうに思っております。

それから、騒音の公開の問題でございますけれども、これは従来の方針でいきたいと思っております。以上でございます。

○教育長（来住野和也君） まず第一点目の他市の状況、教育委員会の広報等における他市の状況についてはあとで次長の方から答弁をいたします。

次に、請願書の問題ですが、私は例に三つほど上げまして、それ以外に触れなかった点が確かにございましたので、ちょっと申し上げますと、傍聴者の名簿はなくしてほしい。傍聴者の教育委員会開催中の交

代を認めてほしい。それから傍聴者の発言を認めてほしい。参考人や陳情者、請願者の発言を認めてほしい。次に議事録を即時公開してほしい。教育委員会を夜開催してほしい。これらについて細かく触れませんでしたがいずれにいたしましても、この間申し上げましたように、これは一括審議をしまして不採択ということになりましたが、その中でできるものは教育委員会独自の判断で逐次実行しているわけですが、ただいま申し上げた中でも、傍聴者の教育委員会開催中の交代を認めてほしいということについては即時これは受け入れて、私どもの協議でよからうということ、現在やっております。

特に、遠藤議員さんが取り上げられました参考人や陳情者、請願者の発言の問題ですが、中野区の場合は、ここに五月三十一日に夜の教育委員会を開催しますと。テーマ「今公立と私立を考える」こういうテーマでどなたでも傍聴できます。傍聴者の御意見も伺いますと、こういう広報があるのですが、これはやはり聞いてみますと一種のパネルディスカッションのようなものでして、いわゆる通常の教育委員会の会議をしていてそこで傍聴者が発言をするというようなものではありませんので、こういったことは今後検討課題になるかとは思いますが、いずれにいたしましても、三月の予算委員会ときに私、申し上げましたように、できるだけ開かれた教育委員会にしていきたいと。このことについては教育委員の皆さん全員の一一致した意見でございますし、そのためにどういうことをやっていったらいいかというようなことは今後この請願の内容にかかわらず、教育委員会が主体的に考えていきまして、できることは少しずつでも前進させていきたいというのが私たちの姿勢でありますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。以上です。

○教育次長（矢崎茂夫君） それでは、教育委員会広報の他市の状況について御答弁申し上げます。

都下二十六市について御報告申し上げます。教育委員会が独自の広報を発行している市、これは六市ございます。その六市についてはいずれも年三回程度発行しているようでございます。また、教育に関する内容を広く登載しておりまして、教育委員会の会議、議事、こういったものについては何回かをまとめて発行の都度掲載しているようでございます。

それから、福生市と同じように市の広報に掲載している市が六市ございます。残りの十四市につきまし

ては、そういった教育委員会の会議、議事等については全く掲載されていないというような状況でございます。以上、御答弁いたします。

○市民部長（岩崎好亮君） 国民健康保険についての御質問が何点かありますので、御答弁申し上げます。まず、国民健康保険の法的な見解と言いますか、こういう見解はどうかという御質問でございますが、確かに国民皆保険ということでございますから、国民全員の人が保険に入る、あるいは保険証を持っているということが法の趣旨だろうとは思いますが、しかしながら、私の方の施行規則等の、実際の運用に当たったの施行規則等ではどういう取り扱いになるのかということもあるかと思っておりますので、ちょっと御説明申し上げますと、いわゆる確認をします。保険者が国民健康保険の該当者であるかどうかということを確認をするということになるかと思えます。確認をされた段階においてはすぐ速やかに、ここでは遅滞なくという言葉なのですけれども、すぐ交付していただきたい。そうしなさいというようなことでございます。

そのようなことでございますので、二つの考え方があると思うのです。一つには、先ほど申し上げましたように皆保険でございますので、全員が持っているということが一番理想的なのでございます。しかしながら、確認をするという段階でいろいろ実務的にも時間的にもあると、時間が必要だということで、先ほど市長の方から答弁をされましたように、保険者のことを考えてというのはそういう意味だということに御理解をいただきたいと思えます。確認の期間の中でやむを得ずそういうふうにしたということだろうというふうに理解をしていただきたいというふうに思うわけがあります。

それから、こういう方法でないと確認ができないのかどうかという御質問がございました。私の方も保険税をいろいろ納めていただく段階で、納税をされない方には督促状等を出しております、その段階においてもうゆるる所在不明というような人には私の方で廻って行って、その中で確認はしておるわけでありますが、ただ、十一月とか十二月、あるいは九月の通常時の場合は保険証の更新時ではございませんので、先日の保険証、今持っている保険証がいゆるる資格停止してもその保険証そのものが三月三十一日まで使われるという可能性がございますものですから、この切りかえ時に確認するのが一番妥当では

ないかというふうに解釈をしているわけであります。

次にもう一つが、こちらに来てどの程度の完納者がおられたか。六百何人かのうちの完納者がおられたかという御質問がございました。それにつきましては、六百十六件窓口へ来ていただいたわけでございますが、そのうち完納されたのは百人程度でございます。それから、そのほかの方はいろいろの事情等も考慮いたしました、できるだけ納めていただきたいということは私の方では説得と言いますか、あるいはしているわけでありますが、全額というわけにもいかなくて、いろいろの事情がありますものですか、いつまでに納めますかとか、あるいはこういうふうになつてくる事情でありますというものを聞きまして納税をお願いをしているというのが実情でございます。くどいようでございますが、完納者は約百件ほどあったということでございます。以上です。

○十三番（遠藤洋一君） 再々質問をしていきます。

横田基地についてのことで、騒音対策の満足度はということなわけですが、そのような努力をしているということであれば、僕はやはり納得できないのは、事務報告などを見ても一般家屋の防音の工事の進捗状況というのははかばかしくないですね、相変わらず。僕はそれからいうと実際に行政努力がやはり足りないのだろうというふうに思うのです。市のお知らせの中にもこういうことが書いてありましたが、地主さん、家主さんがなるべく理解をしてくれて、防音工事を促進してほしいのだとあるけれども、現実に町を歩いてごらんないよ。家主、地主がうんと言わないから防音工事ができないという家が五万とあるのですよ。——五万というのは失礼かな、五万もあるわけがない。五万所帯もない。——少なくともたくさんありますね。そこは進んでないでしょう。現実に国が努力をしているかも知れないけれども、現場ではそのところが進まないというところがあるわけです。そういうようなことについては僕はきちんと考えるべきだと思うのです。

そういうことがあっても、なおかつ市民の皆さんは、騒音対策ができていればあってもやむを得ないと思っている。何とけなげな市民かと思えますけれども、一方ではそういうことがあるわけでしょう。そういうことに関してはどういう形で行政としては防音工事を進められていくのかということに関してはやは

り決め手みたいなのを考えていらっしやるのかというのを伺いたいのと、それからもう一つ、やはりこれだけ問題が起こってくれば、いずれにしろその窓口が必要になってくるわけですよ。この基地白書といえますか、これは秘書課でおつくりになっているわけですが、ここにあるのは三沢市のもので、大変立派なもので、英文と日文で書いてあってつくっているもので、基本的には福生市の場合もこれが下敷きになっているかと思いますが、これそのものもほかでつくっていらっしやる場所が多いですし、沖縄県でもつくってますから、あちらこちら出ていると思えますけれども、ここは三沢市企画部基地対策課というところがつくってますよね。こういう形で、基地への渉外の問題もそうだし、国への渉外の問題もそうだし、現実的な私どもの暮らしの中の騒音の問題もそうですけれども、こうやってやはり専門の部署が必要なのではないかというふうに思いますけれども、ここについては再度市長の見解を伺っておきたいというふうに思います。

それから、僕はもう一つのところで、要するにインディペンデンスの問題なわけですが、残念ながらいらしたかたないという形で放置しておけば、またE2Cがたくさん来ると思うのです。今、やはりこの交代時期にそういったことでは困るということをしきちんとした形で国なりに申し入れるということをしていただきたいと思います。このことは言っても余りしょうがないので、こういった九月に代わりますよという報道があったということだけの事実を述べて、それでも放置していたからこんなにくさんE2Cが来てしまったのだよということにならないようにと思えますけれども、現実にはそういった形で、今やはり私はインディペンデンスに対するきちんとした対応も含めて行うべきだと思うのです。

おとといから厚木でNLPが始まったのは御存じですね。例によって大変な騒音ですけれども、もう八月にはいなくなるという航空母艦の夜間訓練をよくやると思えますけれども、しかし、これは来たらまた確実にやるのです。この場でも申し上げてますけれども、航空母艦というのは港の中に入っていればただの箱ですから、外に出て、向かい風に向かって最大速力を上げながら飛行機を出すということを行わなければ飛べないわけです。ですから、日常的には航空母艦に乗っている飛行機というのは陸上の近くの基地に揚げるというのは今までも、市長さんもよく御存じだし、そういうことをお話になっていると思うの

です。二つの仕事があるということもわかっていと思うのです。一つは慣熟といってパイロットが練度が落ちないようにするために訓練をするということと、もう一つは航空母艦そのものの上の、航空母艦の上を守るという、艦上防空という形の仕事の二つの仕事があって、そのためには近くの飛行場と訓練基地が必要であるということは認識なさっていると思うのです。

硫黄島についてはやっここで、先週ですか、防衛施設庁が米軍との調査に入りました。どういうことになるかまだわからないわけで、そうしますと、そこでのNLPの一定部分は行くかも知れないけれども、艦上防空ということからいえば近くの、例えばスービック湾の中におけるキュービックポイントのような形で厚木を使っていく、ついでながら横田も使うということについては考えられるわけで、そういったことから言えば、夜間訓練がまたまたインディペンデンスが来たときに始まるということがあり得るわけで、そういったこともわかっていらっしやると思えますけれども、ぜひ要請をしていただきたいということとを、これは要望だけにしておきたいというふうに思います。

それから、基地騒音に関しては、公開については従来の方針だと。つまり公開しませんよということなわけです。でも現実にはしませんよと言うからそれ以上のことは言いませんけれども、現実にはこうした形で一方では発表していくわけですから、市民の皆さんにとっては、僕はこういう言い方はとても大事だと思ふのです。現実には今回は議会で聞くからわかるけれども、例えば東京新聞の報道などによっても四月はすぐふえたということの報道です。でも現実には去年の同時期と比べてごらんないと、随分違うじゃないですかということは一方では言えるはずなのです。それは行政努力のことかも知れないし、基地側の都合かも知れないけれども、少なくとも現況はこうであるということとは市民の皆さんにお伝えすることとは大事だと思ふのです。

再三にわたって、これらの基地の騒音データに関しては、要するに防衛庁の渉外のためであるというふうにと一貫しておっしゃっているわけです。そういうことから公開はしないのだということだと思えますけれども、昭島などは、はっきりこれらの基地騒音に関して公害調査だという形で言ってるわけで、そういった観点からいっても公金を使つての調査の公開の形態が非常に不十分であるということとは、私は

行政上からも大変に問題が起るのではないかと思います。ここもより速やかに公開してくださるようという要望だけにとどめておきたいと思えます。一番目の横田基地の質問については、こうした基地での対応を含めて基地対策課というようなものの必要性をどのように考えていらっしゃるかということをお聞きしたいと思います。

それから、二つ目の教育委員会の問題なのですが、先ほど来教育長は盛んに、つまり予算委員会で答弁をしたのだということをおっしゃっているわけで、この一般質問の中でこれをやる意味がやはり理解していただいてないと思うのです。議会報告その他、市議会だよりもそうですけれども、あなたがやった質問ということがなかなか名前も出ないようなものではあっても、市民の皆さんに触れられるやりとりというのはここではないわけですか。予算委員会の主な討論ということではきますけれども、それが図書館にしかないような状態の中では、教育委員会がどのように議会に對し考えているかということについては、御面倒かも知れないけれども一般質問でもう一遍やらせていただければ、もう一遍御答弁願いたいというふうに思っているわけです。

それで、要するに僕は教育委員会が努力をしていないとか、そういうことを言っているわけではないのです。努力なさっているだろうけれども、具体的に今まで教育委員会を開いてほしいとかいうことが出てきたけれども、項目を挙げて出てきた形というのは余りなかったのだらうと思うのです。それだけ逆には関心が高くなってきているわけですから、そこに一つでも答えていただくという形が市民に対する姿勢だろうということでは、質問をしていったわけですか。

中野区のことには確かにそのとおりなのです。つまり議決を要するものであるとか、その他のところに関する形で開いているわけではないのです。それは中野区が持っている準公選制という考え方があっても、市民の皆さんと一緒に教育委員会を考えていきましようという形のものですから、当然だれでも参加できるといふことについてはあるのです。ただし、夜開いてくださいという形のは、そのことは全く別に、現実にはいろいろな時間帯におやりになることが大事だろうという形でお願いをしたのだというふうに思います。これからぜひ、私としては教育委員会がより開かれた形になっていくというふうに思います。

ども、できるだけがんばっていただいて、広報的なものをつくっていただきたいということをお願いをしておきたいと思っています。

それから三番目の、健康保険証の交付のところについては幾つもの疑問が残ります。僕は例えば「法の趣旨は趣旨だけれどもとにかく」というのは変だと思ふのです。変だと思いませんか。つまり、国民の皆さんはどなたも保険証を持ちましようということは決められているわけでしょう。つまり、国民健康保険でなければいろいろな、共済の保険なんかもありますよね。とにかく持たなければいけませんから、持たなければいけないときにお渡しする形については、お渡ししない時期がたとえ二ヶ月間でもありますというのには「法の趣旨は趣旨だけれども」と思えますけれども「なんてことになりますか。法の趣旨というのは尊重されるべきだ」というふうに思ったかどうかちょっと一回伺いたいです。法の趣旨からいえば配らなければいけないのだけれども、いろいろ事務上都合があるからまあとにかくという問題じゃないでしょう。

それから、確認の問題だけれども、確認はつまり、途中で、例えば社保に変わったれば補助率が違うでしょう。早い話が国民健康保険というのは三割負担ですね。一割負担の方だつてあるでしょう。それは変わったらさっさと変わりますね。それからいえばそんなに確認、つまりそういう変更の確認というのはそんなに難しいことじゃないと思えますけれども、じゃ現実に三月三十一日現在で、いわゆる完納者に対して送るような形で、全所帯に対して国民健康保険証の送付を行うということはどこかに問題があるのですか。つまり、法に触れたりするようなことがありますか。後の形態からいえば、窓口業務を行った後に、要するに今度は五月二十五日現在でやはり同じように送付をするわけでしょう。それがなぜ三月三十一日に行われることができないのかがよくわからないのです。

厚生省その他は確認証の問題、それは前回のときにも出ましたけれども、先ほども言いましたけれども、確認証というの確認証という名前はいいかも知れないけれども、現実に保険証じゃないわけですから、三割の負担ではなくて十割の負担をしなさいということですよ、要するに。しかし何度も言いますけれども、この人は保険証を持っているということ、あとから金が返ってくるかと言ったら返ってこないでしょう。だからきちんと窓口に来てきちんと払いなさいというのは、そういうのはペナルティーと言うの

じゃないのですか。そのところはそうではないのだと。あくまでこれは行政上必要なことだから来ていただくのだというようなことなのかな。僕はそこはもう一遍ちゃんと伺っておきたいと思うのです。つまり、さっきおっしゃった法の趣旨ということと現実に行っている行政の中の違いというところはどうかふうに解決なさるのですかということがあるのです。

それは要するにこういうことです。例えば四十一所帯が失格していたのだとおっしゃいました。現実には書留でお出しになって返ってくる方もおいでになるでしょう。そんなことは、つまり三月三十一日におやりになったって返ってくるものは返ってくるわけでしよう。それから実際には失格者がわかる。返って来た所帯がわかる。そして残りも本当に現実に未納の状態になっている人だということになるわけでしょう。そんなことはつまり途中でわかっているわけじゃありませんか。それをつまりわざわざ保険証を与えないでということに関してはペナルティ的な要素だというふうに思わないのかな。なおかつこれからこの方式、つまり、とにかく窓口に来なさいと。そうすれば、相談をしたら渡しますよという方式を取り続けるというふうになっているのかということをお併せて伺っておきたいと思っています。質問は一つだけです。

○助役（浅見裕康君） 一点目の、基地担当課を独立してつくる考え方がどうかと、事実上そういうものの御指摘をちょうだいしたわけでございますけれども、個人防音の関係については若干、今御指摘のございました家主さん、地主さんの御理解がいただけないということが非常に大きなネックになっているのではないかといいことでございますけれども、なかなかこの問題についてはやはり詰めて考えれば民事的な問題でございまして、なかなか行政がどこまで立ち入れるかと、こういう問題が一点あると思います。そんなことで、広報等を通じて極力そういう点、御協力いただきたいと、こういう趣旨のPRはしているつもりでございます。

それらのいろいろな基地対策上の諸般の状況からして、現在のところは独立した課ではなくて、他の業務も兼務して組織がつくられておりまして、担当職員も非常にそういった意味ではポリューム的に大変な状況であるという事実は、私も認識をしておるわけでございますが、現在の非常に一定の限られた組織づ

くり、こういったものについて行政全般と、いわゆる市の行政の取り組み、こういったものの勘案の中で課が設定されるというような経過がございます。

そんなことで、これからは実に三年に一度の組織の見直しをするわけですが、いつも課題にはしているところでございます。結果において独立した基地対策課等ができないということは御指摘のとおりでございますけれども、私どもの立場としては組織をむやみに肥大化しないということも、財政上、その他の観点からやはり認識した上において検討しなければいけないという立場もございます。そんなことで、これから各部、課、そういったものの意見を一応よく聞くなり、あるいはその具体的な事実関係を確認するなりして組織の見直しをするわけでございますけれども、現時点において、その組織の見直しをしたあとにどうするかということについては、また結論は若干時間をいただきたいと思っておりますけれども、今の時点においては現行どおりというように形で極力努力をして対応していきたいと考えております。

これから検討した結果においての、また組織の見直しの具体的な問題につきましては、また議会側とも御報告等申し上げながら、当然条例規定に該当するものもございましょうし、いろいろな分野でやはり議会の御意見等も聴する必要もあるかと思っておりますけれども、その時点でまた明確にさせていただきたいと思っております。今の時点では、期待にこたえられないのですけれども、ただいま申し上げますようにた形で極力、現行組織で努力していきたいと、かように考えておりますので、よろしくごお願いいたします。

○市民部長（岩崎好亮君） 施行規則や法の精神やということの御質問でございますけれども、確かに皆保険ということであれば全員が何の保険であれ健康保険に入ることなのですから、それで、私の方の事務上の施行規則やらのことでは、確認をして出すという建前になっていることが、先ほど申し上げました施行規則七条の二にそういうことになっていることとありますから、その間のいろいろな作業上の問題とか事務上の問題で、やはり手元に届かない人がいるということはいいたしかたないことではないかというふうに私の方では思っているわけですが。

ただ、保険証は郵送でなければならぬということではなくて、私どもは四月からはどなたにでも、い

わゆる対象者には窓口でも用意はしてあるわけなのです。全部の用意はしてあるわけなのですけれども、郵送をされた方と、窓口に来ていただく方になるうかというふうに解釈をしていただきたいと思うのです。そういうふうにしてやっている。したがって、確認をされなかった方に来ていただくことがペナルティーかどうかという御質問でございますけれども、これはペナルティーというふうに解釈をしないのでいただいて、私どもの作業上の問題、事務上の問題があるということで御理解をいただければ幸いなのでございますが、そういうようなことで御理解いただきたいと思うわけですが。

それから、このような方法をずっと続けるのかという質問でございましてけれども、私の方とすればいろいろ検討はしなければいけないとは思いますが、国の機関やら他市の状況などを考えまして、いろいろ検討しなければいけないと思えますけれども、現況としては今回行いました方法で次の年も、そのような方法でやっていきたいというふうには思っているところであります。以上です。

○十三番（遠藤洋一君） 最後なので要望だけにしておきます。

まず最初に防音対策のことで、実際には非常に民事的なことだという形なのです。現実にはそうだと思うのですが、この間お耳に入っているかどうかわかりませんが、幾つかの立ち退きの訴訟なんか、民事訴訟が起ってまして、僕も扱っているのですけれども、その中で立ち退いていただきたいのだと。基地はずっとあるからここに軍人向けのマンションみたいなのを建てたいなんかべろっと言ったりなんかして、それで立ち退いてくれと。それでそれに当たっては立ち退いてほしいものだから、そんな防音工事なんかされると当然このままでいなければいけないのでやりませんよなんて言う人、現実に地主さん、家主さんでいるのです。それは基本的にはやはり市長さんの超長期的にしか変化がないのだというところから戻ってくるわけです。市長が基地はなくなると言っているのだから大丈夫だ。これは大丈夫、基地はなくならないのだから軍人向けにつくっちゃって大丈夫だからお前ら出て行けみたいなことが現実にあるわけで、そういったようなところからいっても、僕はやはりきちんとした対応がないと防音工事などというのはちっとも進まないだろうと思うのです。民民だということけれどもやはりPRが不足していると思うのです。きちんとしたPRによってやはり防音工事が進むような形をきちんと取っていただきた

いというふうに、これは要望だけしておきます。

それから基地対策課の件ですけれども、肥大化するのはいけないの何のと言っているけれども、だから随分検討だから前進はしているわけですね。かつて石川常太郎市長さんの時代に、私が初めて議員になって質問したときにはこうおっしゃったのです。今でも忘れませんけれども「市の職員全員が基地対策課でございます。」というふうな名答弁があったわけで、僕はそれでも構わないと思っています。皆さんがそういうことでがんばってください。しかし、非常に今の情勢の中ではきちんとした専門的なものが必要だろうということについての認識はおありのようなので、ぜひこれはこれからもちきちんとした検討を続けていただきたいたいというふうに思いますし、予算の中でもよく出てきますけれども、基地の問題が全体の私たちの町の歳入にかかわる位置を占めていることを考えますと、そのところの専門的な仕事をする人があっても決してそれは無駄な使い方ではないだろうと思うのです。そういったことから言っても肥大化などという形は言わずに、必要なことをきちんとした形でつくっていくのだということについては、ぜひ基地対策課の設置ということをや望だけしておきたいと思えます。

それから、最後の国民健康保険については不思議なことを言いますね。要するに法の精神は法だけれど、要するに執行上いろいろ都合があるから、簡単にいえば多少法の精神は曲がっても構いませんということなんです。こんなことが地方自治体の中で許されるかというのと、僕はともないと思えます。これは続けたいと思えますけれども、要するに作業上の問題なのだと。事務上の問題なのだと。ではそこはどうやって解決する気なのかということについては、僕は部長に聞いてもしかたがないから、次から市長に聞いていきますけれども、作業上の問題、事務上の問題で実際に保険証が手に届かない人が現実には六百何人もいるなんてことは、怠慢と言わないのですか、そういうのは。大抵、世情では。そういうことでしょう。つまり、来ない理由は何だといえ、事務上、ちょっと忙しくて持っていけないみたいなものじゃないですか。そんなことを許している市長が僕は余程おかしいと思うな。そのことはきちんと指摘をしておきたいと思えます。

なおかつ、この方式を続けると言うならば、それはそれなりに続けてほしくない方としてはきちんとし

そこで、全国で初めてと言われる、総務庁も注目をしている」と新聞報道されていますが、東京都練馬区でも放置自転車対策として自転車置き場の設置、駅周辺の放置自転車の撤去、啓発活動の三つの対策を取ってまいったそうでございます。同区では四十八年に生活環境課に放置自転車問題を取り扱う係を設置し、これまでに自転車駐車を区内に五十カ所設置するなど、対策を講じてきたが、放置自転車はふえるばかりというのが実態だそうでございます。そこで練馬区が平成元年九月に問題解決の決め手として、最も乗降客の多い西武池袋線大泉学園駅北口に、同駅で借りて同駅に返す形の有料のレンタル事業を試験的にスタート、それほど広くないスペースに五百五十台の自転車が並べられております。レンタルサイクルの特徴と言いますか、長所の一つはスペースを有効に利用できる。一般の自転車置き場は所有者が自転車の出入りのために通路を確保しなければならないが、レンタルサイクルは手前の自転車から順々に利用し、返却するときはまた奥から順に並べればよいので通路が不要、無駄なスペースが利用できるなど、地価の高い都市では大きな利点と言えるわけでございます。実施から一年半、市民の利用度も高く、大泉学園駅周辺の放置自転車は見受けられない状態になっております。会員も自転車五百五十台に対して六百二十人と多く、一台の自転車が何役もしている状況でございます。今年度もアンケート調査を実施し、この年度末までに八駅を結ぶコミュニティサイクルシステムとして三千六百台を予定しているそうでございます。理事者の方々の御意見を聞かせていただきたい。

次に、朝市についてお尋ねをいたします。朝市が実施されるようになりまして十五年目を迎えました。市民の方々もこの朝市もこの朝市を楽しみにしているようでございます。年ごとに栄えることを望んでおります。今年の五月十三日でしたか、朝市の中である出品者の方の声を聞くことができました。それは一つの理由がありました、地元の園芸をやっている方々が年ごとに出品をしなくなったとの話でございます。理由がおもしろ味がなくなったというのでございます。そこで、出品者の幅を広げることも、またおもしろ味を増すと言いますか、活力を与えと言いますか、そういうような面から提案をしたいと思うのでございますが、秋川市、あるいは羽村、瑞穂等の周辺の自治体の地場産業者等の共同で朝市を実施して

はいかがででしょうか。幾多の紆余曲折はあろうと存じますが、市民がもっともっと楽しくなる朝市を願いたいと思うのでございますが、いかがでしょうか。

次に、福祉対策についてお尋ねをいたします。ひまわり作業所の建設についてでございますが、当市にあっては障害者の通所施設としてれんげ園、それにひまわり作業所の二つの施設があります。れんげ園につきましては、昨年田園地区に大変立派な施設ができ、通所者はもちろん家族の方々にも大変好評であります。一方ひまわり作業所については、障害者が退園後、社会復帰を目指す施設として三年ほど前開設され、今日に至っているわけでございます。施設位置は地理的に良好な場所であると思いますが、建物についてはプレハブで、しかも老朽化が進んでいるように見えます。これからは通所者もふえていくことが予想されると思われますので、ひまわり作業所の現状とあわせて建物等に対してどのように考えているのかお尋ねをいたします。

次に、中学校の給食対策についてお尋ねをいたします。今を去ること十五年前、昭和五十年の十二月に中学校の完全給食に関する請願書が提出され、翌年三月の定例会で全会一致で採択されました。そして今年の五月、二回目の諮問による答申書をいただきました。十五名の委員の方々に二十九回におよぶ審議をされた結果でございます。大変御苦労さまでした。答申の中で学校給食法第一条に「児童及び生徒の心身の健全な発展に志し、かつ国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ云々」とあります。その基本に戻って考えなければならぬ。そして各中学校の施設、設備の現状に関連し、立地条件の問題、教育指導上、限られた時間内での時程の組み方等の問題が大きな鍵となる等々と書かれているわけでございます。一部抜粋して申し上げますが、これらの一つ一つの問題を教育委員会で審議しながらクリアしていかねばならず、その都度議会にも話があることと思えますが、長期化するほど大変な難関である、このように考えるわけでございます。答申がなされたばかりのときに不謹慎ではないかと思慮いたしましたが、実施の運びとなるまでの間、申告いたしております各中学校に売店を設置して、そこを通じて、学生に主体性を持たせた弁当の取り扱いをやってはどうか、このように提案をいたします。中学生といえはまだ社会的な一人の人は認められていませんが、教育の現場では先生と生徒が互いに信頼せずし

て人間教育の成果は期待できないと考えるのでありますが、お尋ねをいたします。

次に、社会教育についてお尋ねいたします。現在のプールについては、夏場においては大変に利用度も高く市民から大変喜ばれているところでございます。ところが残念なことに一年のうちで利用期間は二月でございまして、貴重な税金を投資しながら後の十カ月は利用の価値がないわけです。これが本当の無駄遣いと言わないで何と言いましょか。この現プールに屋根をかけて温水プールに活用できないか、温水プールはあちこちらといういろいろな自治体のものを私たち過去十五年の間視察をしてまいりましたが、ソーラーエネルギー、灯油化、あるいは都市ガス等併用したものが使われていまして、できるだけ経費を節約したものができないか、市民の中から「周りの自治体で温水プールの話が実現しているのに福生はどうなっているのですか。」というようなことを尋ねられるわけでございます。理事者の方々の誠意ある御答弁をお願いしたいと思います。

これで壇上による質問を終わります。ありがとうございました。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 東田議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

市道の整備についての一点目、遊歩道の設置とのことで、市道一一九四号線の四小前の通りに遊歩道ができないかという御質問でございますけれども、御指摘の道路は、幅員が七・五メートルから六・五メートル前後の道路でございまして、車両の相互交通を確保いたしますと、歩道は一メートル程度の幅員であります。それがために白線に歩道等を分離しておりますが、相互交通の場合は一部の歩道白線を越えて交差しなければならぬ状態でありまして、とても二、三メートルの完全な歩道として散策路的なものとするには道路幅員の点から無理であろうと、かように思います。

しかしながら、通学路でもありますし、美観の上からもガードレールの基礎を含めた三十センチ幅ぐらの緑地帯ならば片側だけでもつくれないことはないと思いますが、この問題については検討させていただきたいと、かように存じます。

二点目のサイクリング道路の整備につきましては、平成三年度工事として多摩橋上流側より永田橋を差

し当たっては平面交差して、既に整備済みの永田クラブ前の一二六一号線、三百五十四メートルとの接続をさせますと、これは多摩川沿いの自転車・歩行者専用道路としては約三千メートルとなりまして、公園内通過も含めますと、これは多摩川沿いが四千メートルの自転車通行可能な道路が完成するという事に相なるわけであります。羽村町側、それから昭島市側への接続については、現在でも通過可能でございますので、さらに両市とも協議し、自転車・歩行者専用道として理想的な形で接続をして、多摩川べりを快適なサイクリングロードとしたいと、かように思っております。

次に、市道一二五一号線の雨水対策についてでございますけれども、ここは低地で既に地下浸透槽を設置済みでございまして、地下浸透機能の回復として汚泥の除去も行っておりますけれども、地下浸透速度以上のものは望めませんし、雨水の量が多くなりますと地下水位も上昇するということから、浸透槽堆積分程度の排水しか期待できませんので、まことに遺憾ながら一時的なものと言わざるを得ません。この地区の排水は、現在雨水幹線の計画が進んでいるところでございますので、その中で対応せざるを得ないのではないかと、まことに申しわけございませんけれども、それまでの間御辛抱のほどお願いを申し上げます。しかし、いずれにいたしましても、この問題については全力で対処してまいりたいと、かように思っております。

次に、交通対策について御答弁申し上げます。最初に信号機の設置でございますけれども、御指摘のとおり熊川の九二九番地先の交差点につきましては、これは大変交通事故が多ございまして、昨年、福生警察署に信号機設置の要望をいたしておるところでございます。その後警察署に問い合わせましたところ、福生警察署におきましては監視庁交通部に上申しているということでございます。設置するかどうかというふうなことは、現在検討しているということのようでございますので、よろしくお願いいたしますと、かように存じます。

次の、交差点・横断歩道、事故多発地点の対策でございますけれども、一般的には点滅鎮、カラー舗装及び赤色回転灯等々を設置して対応いたしております。特に、西村医院裏の十字路につきましては、先般福生警察署とも協議いたしまして、さらにポストコーンというポールを八本ほど十字路に設置することと